防衛省訓令第17号

自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び指揮に関する訓令を次のように定める。

平成20年3月26日

防衛大臣 石破 茂

自衛隊の運用等における部隊等の組織の要領及び 指揮に関する訓令

> 改正 平成 2 1 年 7 月 1 7 日省訓第 4 4 号 改正 平成 2 8 年 3 月 2 9 日省訓第 1 8 号

(目的)

第1条 この訓令は、防衛出動、国民保護等派遣、治安 出動、自衛隊の施設等の警護出動、海上における警備 行動、海賊対処行動、弾道ミサイル等に対する破壊措 置、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣、領空 侵犯に対する措置、機雷等の除去、在外邦人等の保護 措置、在外邦人等の輸送、後方支援活動等、訓練、作業その他法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき自衛隊が行うこととされた事務の実施(以下「運用等」という。)に際して、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関(以下「部隊等」という。)の長が部隊等を組織する要領に関して必要な事項でに運用等に際して部隊等の長が部隊等を指揮監督(以下「指揮」という。)することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

- 第2条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1)幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。
  - (2) 指揮系統 指揮を行い、又は指揮を受ける関係 にある部隊等の長の上下の系列をいう。この系列に ある上級の部隊等の長を「上級部隊等の長」、上級 部隊等の長の指揮を受ける部隊等を「下級部隊等」

という。

- (3) 隷属 部隊等が上級部隊等の長に恒常的に属して、その隊務のすべてについて指揮を受ける基本的な指揮関係にあることをいう。この関係において、上級部隊等の長を「隷属上級部隊等の長」、隷属上級部隊等の長の指揮を受ける部隊等を「隷下部隊等」という。
- (4) 隷属系統 隷属関係にある部隊等の長の上下の 系列をいう。
- (5)配属 部隊等が隷属系統にない部隊等の長に一時的に属して、その隊務の一部について指揮を受ける特別の指揮関係にあることをいう。この関係において、上級部隊等の長を「配属上級部隊等の長の指揮を受ける部隊等を「配属部隊等」という。
- (6)配属系統 配属関係にある部隊等の長の上下の 系列をいう。
- (7) 部隊区分 部隊等の長の下級部隊等の隷属系統

及び配属系統を総合的に示したものをいう。

- (8)編組 部隊区分により配属系統を定め、若しくは個別に配属系統を定めることにより部隊を一時的に組織すること、又は指揮下にある部隊の人員及び装備をもって当該部隊以外の部隊を一時的に組織することをいう。編組によって一時的に組織された部隊を「編組部隊」という。
- (9) 直轄 部隊等の長が隷属系統又は配属系統にある二段階以上の下級の部隊等の隊務の一部を一時的に直接指揮することをいう。この関係において、上級部隊等の長を「直轄上級部隊等の長」、直轄上級部隊等の長の指揮を受ける部隊等を「直轄部隊等」という。
- (10)一部指揮 部隊等の長が、隷属系統又は配属系統にない部隊等について、部隊区分により配属系統が定められ、又は個別に配属系統が定められることにより、当該部隊等の隊務の一部を一時的に指揮することをいう。

(11) 政令部隊 自衛隊法施行令(昭和29年政令 第179号)第2章においてその編成について規定 されている陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊 の部隊をいう。

(隷下部隊等の指揮)

第3条 隷属上級部隊等の長は、防衛大臣が定めた隷属系統に従い、隷下部隊等の隊務のすべてについて指揮を行う。ただし、当該隊務について、その一部が直轄 フは一部指揮により他の部隊等の長の指揮を受ける場合には、これを除くものとする。

(部隊の編組)

第4条 部隊等の長は、運用等に際して、隷下部隊又は 配属部隊について編組を行うことができる。ただし、 政令部隊の基本的な編成に係る編組又は自衛隊法(昭 和29年法律第165号)第22条の規定により編成 した特別の部隊についての編組は、防衛大臣があらか じめその実施を命じた場合に、当該命令に基づいて部 隊等の長が行うことができる。 2 編組部隊の長は、当該編組部隊の隊務のうち、前項 の運用等に関係のあるすべての事項について指揮を行 う。ただし、当該隊務について、その一部が直轄又は 一部指揮により他の部隊等の長の指揮を受けている場 合には、これを除くものとする。

(部隊等の直轄)

第 5 条 部隊等の長は、運用等に際して、隷下部隊等の 長又は配属部隊等の長に属する部隊等を直轄すること ができ、この場合において、当該直轄部隊等の隊務の 一部について指揮を行う。ただし、当該隊務について 、その一部が一部指揮により他の部隊等の長の指揮を 受けている場合には、これを除くものとする。

(部隊等の一部指揮)

- 第6条 部隊等の長は、運用等に際して、隷下部隊等又 は配属部隊等について、他の隷下部隊等又は配属部隊 等の長に一部指揮させることができる。
- 2 前項の規定に基づき一部指揮を命ぜられた部隊等の 長は、当該命令に基づいて、部隊等の隊務の一部につ

いて指揮を行う。ただし、当該隊務について、その一部が直轄又は一部指揮により他の部隊等の長の指揮を 受けている場合には、これを除くものとする。

(編組の際の報告)

- 第7条 部隊等の長は、第4条の規定に基づき編組を行った場合(指揮下にある部隊の人員及び装備をもって当該部隊以外の部隊を一時的に組織した場合を除く。
  - )には、関係する幕僚長の定めるところにより、遅滞 なくその内容を当該幕僚長に報告しなければならない。
- 2 幕僚長は、前項の報告を取りまとめ、防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第8条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長が 定める。

附 則 (平成21年7月17日省訓第44号)

この訓令は、平成21年7月24日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日省訓第18号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。